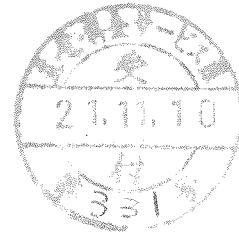


接続約款変更認可申請書



西相制第 83 号
平成 21 年 11 月 10 日

総務大臣
原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぱちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしつぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
(債務の履行の担保) 第77条の3（略） (1)～(3)(略)	(債務の履行の担保) 第77条の3（略） (1)～(3)(略)
(4)当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき	(4)当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき(<u>ただし、その接続申込者が、支払いを怠るおそれがないことを示す資料(当社が別に定めるものとします。)を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。</u>)
(5)～(6)(略)	(5)～(6)(略)
2（略）	2（略）
3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払いを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。	3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払い、 <u>預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保すること</u> を要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。
4～7（略）	4～7（略）

8 接続申込者が、接続に関し負担すべき金額を当社が請求したときから協定の解除を行うまでに要する期間を1ヶ月短縮することについて、書面により同意するときは、第2項第1号の規定中「4ヶ月分」とあるのを「3ヶ月分」と読み替え、読み替え後の同項の規定を適用します。この場合において、接続申込者は、次の各号に掲げる事項について書面により同意することを要します。

- (1) 接続に関し負担すべき金額を、当社が新たに定める期日（従前の支払期日以前の日を指定するものとします。）までに支払うこと
- (2) 接続に関し負担すべき金額を支払った旨を、その支払い後直ちに当社に通知すること
- (3) 接続に関し負担すべき金額を支払期日までに支払わなかったときは、接続の停止と併せて協定が解除される場合があること

9 前項の場合に、当社は、第 45 条第1項の規定にかかわらず、接続の停止と併せて協定の解除を行なうことがあります。この場合に、当社は接続の停止に係る通知とともに協定の解除に係る予告を行います。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。